

国立大学法人、国の研究機関の調達について WTO政府調達協定の対象機関から除外等

提案名	提案概要
研究機関における研究開発を促進するための物品等の調達制限の緩和	国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人において、将来的にスーパーシティの先端的サービスに資する可能性のある研究開発の促進に資する。

1. 現状と課題

○現状

日米での世界貿易機関政府調達協定（WTO GPA）の適用範囲の違い

	国立・公立大学	国立研究開発法人
日本	○	○
アメリカ	△ (一部の州立大学のみ対象)	△ (明記されていない)

※米国には一般的な国立大学が存在せず（Militaryや消防等の職業訓練学校のみ）、研究大学は州立または私立。

※WTO GPAの適用を受けるのは、47州のうち9州の州立大学のみであり、ハーバード大学（私立）、MIT（私立）、スタンフォード大（私立）、カリフォルニア州立大学バークレー校（州立）等のTOP研究大学は試験研究設備の調達が迅速。

※国立大学法人や国立研究開発法人は「国立」と名称がついているものの独立行政法人であり、政府は議決権を有さないこと、特に国立大学法人においては政府は役員の任命権を持たないこと（国立大学法人法には学長は文部科学大臣が「任命」とされているが、実質的に学長選考会議を経て選ばれた候補者を「承認」するのみ）から、政府とは独立した存在である。

つくば市が抱える問題

- 日本は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人が、WTO GPAの対象機関となっており、多くの研究大学が除外となっている米国と比べ試験研究設備等の物品の調達に時間と労力がかかっている。
- つくば市は**、日本の中で国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人が**最も集積している地域**であり、これらの機関にWTO GPAの適用があることで、迅速な試験研究設備の導入が妨げられ、研究競争力の低下が懸念されている。

つくば市は、国の公的研究機関の約3割にあたる29機関が集積



○課題

- 米国のように国立・公立大学や国立研究開発法人を対象にしない必要がある。

→世界貿易機関政府調達協定附属書I付表3及び政府調達手続に関する運用指針の改正

2. 新たな規制・制度改革の提案

○現行制度

迅速な試験研究設備の導入が妨げられていることにより、他国の研究機関との研究競争の重荷となっている。

- 世界貿易機関政府調達協定附属書I付表3に掲載されている国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人は、13万SDR相当額（現在は1,900万円）以上の物品を調達する場合等に、政府調達の手続をとらなければならないとされている。
- さらに、日本政府は、自主的措置として、対象金額を10万SDR相当額（現在は1,500万円）に引き下げるとともに、80万SDR以上（1億2千万円）の調達額と見込まれるもの※については、供給者からの資料等の提供の求め、仕様書の案に対する意見の求めを行うこととしている。

※ 電気通信機器及びサービス、医療技術製品及びサービスについては38.5万SDR以上

○規制の特例措置の案

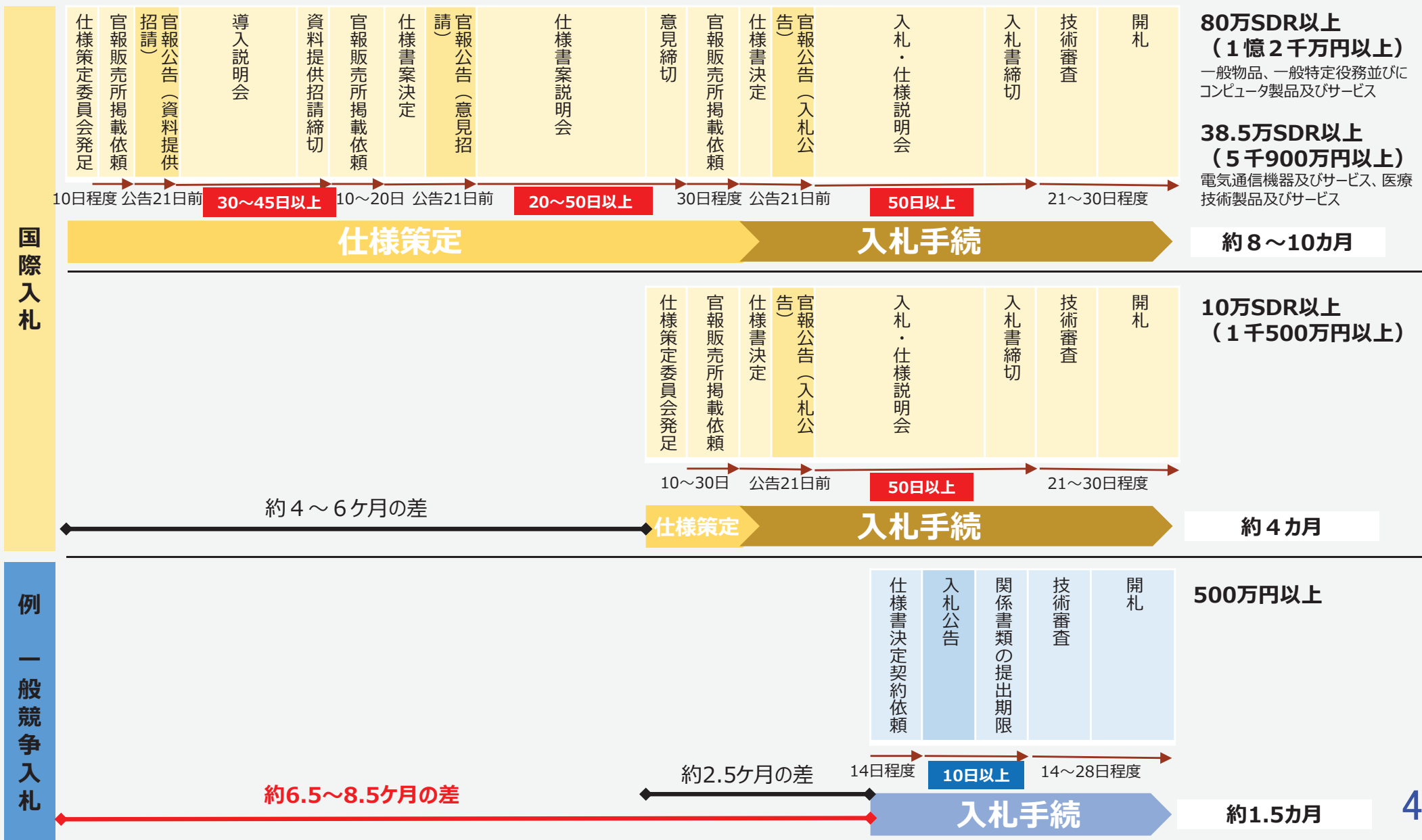
国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人を世界貿易機関政府調達協定附属書I付表3から除外する。

3. 入札手続のスケジュール

例 筑波大学における入札手続スケジュール比較例

政府調達に関する運用指針で定められた日数

大学内規定で定められた日数



4. 政府・関係機関の検討や要望の状況

○研究開発事業に係る調達に在り方について（中間整理）（抄）

平成 23 年 12 月 2 日

研究開発事業に係る調達に在り方に関する連絡会議
研究開発事業に係る調達に在り方に関する検証会議

- 研究開発事業に係る調達については、①最先端の研究開発を行うための特殊な技術又は設備等が不可欠であり、供給事業者や製品が限定されること、②大規模かつ長期の事業が多く、継続的に高度な品質を確保することが不可欠であること、③熾烈な国際競争に打ち勝つための迅速かつ効果的な研究開発の実施が必須であり、調達においても迅速性が求められることなどの一定の特性がみられるため、これらの特性を考慮した調達・契約を実現する必要がある。
- 具体的な問題として、例えば(1)特定の技術要求、契約条件等を表示した限定的な仕様書とならざるを得ないため、競争入札を実施しても一者応札となる場合が多いこと、(2)発注を行うための仕様がそもそも決定できないため、候補業者とのやりとりの中で、仕様、価格等を決定する必要がある場合があること、(3)最先端の研究機器等に係る保守管理契約等については、メンテナンスが可能な業者が限定される場合があることなどから、無理に競争入札を実施することは手続等に要する管理コストの増大につながり不合理ではないかといった指摘がある。
- WTO政府調達協定・経済連携協定は、貿易自由化に伴う政府調達市場の開放を目的とする国際協定であり、協定締約国間においては、中央政府、地方政府等の調達に際し、他国の産品・サービスを国産品よりも不利に取り扱うことは許されないとされている。同協定においては、一定の調達基準額を上回る調達契約を対象として、政府調達における国際的な競争の機会を一層増大するため、同協定で規定する一定の調達手続を適用することを義務付けている。具体的には調達案件の入札公告・参加招請に一定の公示期間が必要とされることなどがある。
- ア 公示方法 いくつかの協定附属書において、日本政府は、中央政府、地方政府、特殊法人、独立行政法人等を適用対象機関として特定し、公示方法を官報公告によることとしている。
- イ 自主的措置 日本政府は、市場開放努力の一環として、①対象となる調達基準額の引下げや、②調達案件の入札公告・参加招請に必要な公示期間の延長等の措置を自主的に実施することなどを内容とする「政府調達に関する申合せ」（平成 3 年 11 月 19 日アクション・プログラム実行推進委員会）を決定している。
- しかし、迅速な研究開発の実施には調達期間の短縮が必須とされている一方で、①自主的措置等に基づく手続に係る時間的負担が大きいこと、②官報掲載に係る金銭的負担（官報掲載料）及び時間的負担（官報掲載依頼期間）が非常に大きいことなどが指摘されている。これらの問題状況、海外企業の関心状況等を踏まえつつ、公示方法の電子化を含めた政府調達に係る制度・運用の見直しについて検討する必要がある。

○第 4 期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について

—強靱でインクルーシブな社会実現に貢献するための 18 の提言—（抄）

令和 3 年 6 月
国立大学協会

- 政府調達は、WTOの枠組みの中で運用される「政府調達に関する協定」及び「政府調達手続に関する運用指針等について」等に定められた手続による調達であるが、一般的な入札手続に比べ調達手続や仕様書等の作成等に多大な時間を要し、教育・研究活動の遅延、業務量の増加、ひいては国益を損なう結果につながることも想定される状況となっている。少なくとも民間由来の資金（共同研究費や寄附金等）については、政府調達の適用を緩和（書類の簡略化・調達期間の短縮等）することで、企業との共同研究も加速し、我が国のイノベーションの推進に大いに寄与できるのではないかと考える。
- 例えば、「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」で新たに設けられた公告期間の短縮にかかる規定と同様の内容を、現行協定が失効するタイミングで運用指針等にも規定することで、公告期間の短縮を制度上可能とし、調達手続に費やす膨大な時間を最小化するとともに、教育・研究活動等への影響を低減できるのではないかと考える。

筑波大学でH29～R2年度の間に172件の国際入札を実施しているが、海外に所在する外国企業から応札された例はない。